

産後ケア事業について

1 概要

本区では平成 27 年度より文京区版ネウボラ事業において産後ケア事業を実施してきた。平成 30 年度より、利用希望が増加している「宿泊型ショートステイ事業」を拡充するとともに、「アウトリーチ型産後ケア事業」及び「デイサービス型産後ケア事業」の実施により、育児不安や心身の不調がある母子への支援の強化を図る。

2 実施内容及び方法

(1) 宿泊型ショートステイ事業の拡充

既に委託している助産院に加え、産褥入院を受け入れている医療機関への委託を行う。また、住民税非課税世帯及び生活保護世帯の負担金を軽減する。

(2) アウトリーチ型産後ケア事業の実施

育児不安や心身の不調がある等の理由で、外出が難しく孤立しがちな母子を対象に、助産師が家庭を訪問し、相談に応じる。

(3) デイサービス型産後ケア事業の実施

乳児家庭全戸訪問事業等により支援が望ましいと判断した産婦に対し、集団型で専門職（助産師）による心身のケアと育児に関する相談・指導を行う。

3 周知方法

母と子の保健バッグ（母子健康手帳交付時）、ホームページ等による周知

4 スケジュール

平成 29 年 4 月 産後ケア事業拡充